

「スキルアップ支援制度」の新設に伴う
表彰に関する規程の制定及び就業規則の変更について

(案)

本機関職員の人材育成強化の一環として、業務上有益な知識・技能習得の促進やスキルアップ意識を涵養することを目的に「スキルアップ支援制度」を新設する。優秀なプロパー職員を獲得・維持し、本機関での中長期的なキャリア形成をサポートする観点からも、本制度を新設することが必要であり、これに伴い、別紙のとおり表彰に関する規程の制定と就業規則の一部変更を行う。

施行日：2024年4月1日

以上

【添付資料】

別紙1：表彰に関する規程 制定案

別紙2：就業規則 変更案 新旧対照表

表彰に関する規程

2024年4月1日施行

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、就業規則第42条の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の職員に対する表彰に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本機関のすべての職員に適用する。ただし、第4条及び第6条の表彰の対象については、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- 一 本機関への出向者（国の行政機関からの出向者を含む。）
- 二 非常勤勤務の職員（非常勤勤務とは所定日数に達しない勤務をいう。ただし、所定日数に達している短時間勤務は含まない。）

2 前項の規定にかかわらず、職員が、業務上の必要性が高いものとして所属長から別表1に掲げる表彰対象資格試験に係る資格の取得を指示され、かつ当該職員が、機関外で同種の制度を利用できない場合において事務局長が、第4条の適用が必要であると認めたときは、第4条の規定による表彰の対象とすることができる。

(広域機関特別功績賞)

第3条 職員が、就業規則第40条第1号に該当する場合には、広域機関特別功績賞（OCCTO Distinguished Service Award）として、賞状及び賞金を授与する。

(国家資格等取得者への表彰)

第4条 職員が、就業規則第40条第2号に該当する場合であり、別表1に掲げる表彰対象資格試験に合格したときは、それぞれ同表に掲げる額の賞金を授与する。ただし、当該職員が、既に同表に掲げる区分の上位の同一資格を取得している場合は、表彰の対象としない。

2 前項の規定により、同一の職員が受け取る賞金の総額は、年間で30万円、かつ3年間で60万円を超えないこととする。ただし、業務上の必要性が高いとして、事務局長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(その他の表彰)

第5条 職員が、就業規則第40条第3号又は第4号に該当する場合には、賞状を授与する。また、表彰の対象となる行為の内容により、賞品又は賞金を授与することができる。

(永年勤続表彰)

第6条 就業規則第41条第1項の規定により表彰する職員には、賞状及び功労金を授与する。

附 則

(施行期日)

第1条 本規程は、2024年4月1日から施行する。

(効力発生日)

第2条 第4条の規定による表彰は、2023年4月1日に開始する年度にさかのぼってその効力を生ずる。

別表 1 表彰対象となる国家資格等名称及び賞金額

区分	表彰対象資格	賞金額
A	技術士	30 万円
	電気主任技術者（第 1 種）	
	情報処理技術者（システム監査技術者（CISA））	
	公認会計士	
	司法試験	
	司法書士	
	弁理士	
B	気象予報士	20 万円
	電気主任技術者（第 2 種）	
	情報処理技術者（プロジェクトマネージャー）	
	行政書士	
	公認内部監査人（CIA）	
	税理士	
	中小企業診断士	
	TOEIC（860 点以上）	
	日商簿記検定（1 級）	
C	プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル（PMP）	15 万円
D	エネルギー管理士	10 万円
	技術士補	
	電気主任技術者（第 3 種）	
	統計検定（1 級）	
	情報処理技術者（応用情報技術者）	
	実用英語技能検定（1 級）	
	実用英語技能検定（準 1 級）	
	社会保険労務士	
	TOEIC（730 点以上）	
	ビジネス実務法務検定（1 級）	
E	統計検定（準 1 級）	5 万円
	情報処理技術者（基本情報技術者）	
	情報セキュリティマネジメント	
	衛生管理者（2 種）	
F	統計検定（2 級）	3 万円
	IT パスポート	
	日商簿記検定（2 級）	
	ビジネス実務法務検定（2 級）	
	秘書技能検定（1 級）	
	FASS 検定（経理・財務スキル検定）レベル A	
	メンタルヘルスマネジメント検定（I 種）	

職員就業規則 変更案 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
<p>第1条～第39条（略）</p> <p>（表彰）</p> <p>第40条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを表彰することができる。</p> <p>一 業務優秀かつ職務に熱心で他の職員の模範となるとき</p> <p>二 社会的功績があり、本機関及び職員の名誉となったとき</p> <p>三 その他特に表彰に値する行為があったとき</p> <p>（永年勤続表彰）</p> <p>第41条 （略）</p> <p>（表彰の<u>方法</u>）</p> <p>第42条 <u>前2条の表彰は、賞状を授与し、その程度により賞品又は賞金を授与する。</u></p> <p>第43条～第51条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>附則（平成27年9月2日）（略）</p> <p>附則（平成29年11月22日）（略）</p> <p>附則（2020年2月26日）（略）</p> <p>附則（2022年12月21日）（略）</p> <p>附則（2023年12月20日）（略）</p>	<p>第1条～第39条（略）</p> <p>（表彰）</p> <p>第40条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを表彰することができる。</p> <p>一 業務優秀かつ職務に熱心で他の職員の模範となるとき</p> <p>二 <u>本機関が定める国家試験等に合格したとき</u></p> <p>三 社会的功績があり、本機関及び職員の名誉となったとき</p> <p>四 その他特に表彰に値する行為があったとき</p> <p>（永年勤続表彰）</p> <p>第41条 （略）</p> <p>（表彰の<u>方法等</u>）</p> <p>第42条 <u>前2条の表彰に関する具体的取扱いについては、表彰に関する規程による。</u></p> <p>第43条～第51条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>附則（平成27年9月2日）（略）</p> <p>附則（平成29年11月22日）（略）</p> <p>附則（2020年2月26日）（略）</p> <p>附則（2022年12月21日）（略）</p> <p>附則（2023年12月20日）（略）</p> <p><u>附則（2024年4月1日）（施行期日）</u></p>